

記入例

令和6年度山元町住民税非課税世帯に対する給付金申請書兼請求書

給付市区町村 (※令和6年12月13日時点の市区町村)	
山元町	山元町長 殿

世帯主の方を申請者としてください
(令和6年12月13日時点)

町受付印

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。なお、本申立の内容に相違ありません。

1 申請・請求者 (世帯主)

(フリガナ)	申請年月日	令和7年2月28日
氏名	性別	現住所
ヤマモト タロウ	男	亶理郡山元町浅生原字作田山32
山元 太郎	女	電話 090 (123) 4567
	生年月日	
	大正・昭和・平成・令和	
	63年1月1日	

2 申請者が属する世帯の状況 ※令和6年12月13日現在

申請者が属する世帯の方全員を記入してください(令和6年12月13日時点)

○ 令和6年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和6年1月1日時点の住所を添付して下さい。(該当する方全員) ※住民税非課税証明書

(フリガナ) 氏名	申請者との続	性別	個人番号 生年月日	現住所と令和6年1月1日時点の住所が異なる	異なる場合には令和6年1月1日時点の住所を記載	令和6年度住民税均等割課税状況
ヤマモト タロウ 山元 太郎	本人			<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input checked="" type="checkbox"/> 異なる	宮城県亶理郡亶理町1-1	<input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
ヤマモト ハナコ 山元 花子	妻	女	大・昭・平・令 1年1月1日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input checked="" type="checkbox"/> 異なる	〃	<input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
ヤマモト イチロウ 山元 一郎	子	男	大・昭・平・令 1年1月1日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input checked="" type="checkbox"/> 異なる	〃	<input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
			大・昭・平・令	<input type="checkbox"/> 現住所と同一		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
				<input type="checkbox"/> 現住所と同一		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告

現住所と令和6年1月1日時点の住所が異なる方は、令和6年1月1日時点の住所を記入してください。また、その場合は、令和6年1月1日時点でお住いの市町村が発行する住民税非課税証明書を添付してください。

3 振込口座 (原則、マイナポータル登録口座)

- 以下のいずれか一つのチェック欄(□)にレを入れてください。
- ①マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座へ
※マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要
 - ②下記の口座への振込を希望します。
(通帳等の写しを本様式に添付する必要があります。長期間入出金)

振込口座はマイナポータル登録口座に振込が可能です。マイナポータル登録口座への振り込みを希望されない場合は、口座の記入と、通帳等の写しの添付をお願いします。

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
山元 銀行 5 農協	坂元 本・支店	1 普通	1 2 3 4 5 6 7	ヤマモト タロウ
2 金庫 6 漁協	本・支所			
3 信組 7 信漁連	出張所			
金融機関番号 1 1 1 1 4 信連	店番号 2 2 2	2 当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号	口座名義(カナ)
	(6桁目がある場合は※欄にご記入下さい)	(右詰めでご記入下さい)	※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1		

※ 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受取が出来ない方は、保健福祉課 (0223-37-1113)までお問い合わせ下さい。

※ こども加算金(2万円)については、本件申請により同時に完了した扱いとなります。対象となる世帯へは、給付金にこども加算金を加算して給付(振込)いたします。

裏面も必ずご確認ください。

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)して下さい。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 令和6年度山元町()の給付要件(※)に該当します。
す。
※ 給付金の給付対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。
ア 世帯の全員が、令和6年度住民税が非課税に該当します。
イ 世帯の全員が、令和6年度住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯ではありません。
(注)住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認して下さい。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいません。
- ② 世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 既に給付金の給付を受けた世帯ではありません。
- ④ 給付金の給付要件の該当性等を審査等するため、町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、町において給付決定をした後は、給付金の請求書として取扱います。
- ⑦ 町が給付決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年3月31日までに、町が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が給付されないことに同意します。
- ⑧ 給付金の給付後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の給付要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

提出書類の内容を確認の上、書類の添付をお願いします。

- 令和6年度山元町住民税非課税世帯に対する給付金申請書兼請求書(本書)**
※必要事項をご記入ください。
 誓約・同意事項(裏面上段)
 申請者の氏名など(表面上部)
 振込口座(表面下部) ※①公金受取口座への振込を希望される場合は不要です。
- 申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)**
※申請・請求者のマイナンバーカード(表面)、運転免許証、パスポート、健康保険の資格確認書(健康保険証)、年金手帳、介護保険証等の写しをご用意下さい。(いずれか1つ)
- 受取口座を確認できる書類の写し(コピー)**
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意下さい。
※①公金受取口座への振込を希望される場合は不要です。
- 「現住所と令和6年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分の令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和6年度住民税非課税証明書』の写し

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

【出す前に最終確認】

- ※各欄の記入漏れ、チェック漏れ、提出書類の不備はないか、確認をお願いします。
(記入漏れ、チェック漏れ、提出書類の不備があった場合、給付金を受けられません)
※令和7年3月31日(月)必着でお願いします。
(提出期限を過ぎると給付金を受けることができません)
※書類が到着してから順次審査を行い、振込を行っていきます。振込は、提出してから、3週間前後となる予定です。

※お問い合わせ先:山元町役場保健福祉課福祉班 TEL:0223-37-1113

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類

※マイナンバーカード（表面）、運転免許証、パスポート、健康保険の資格確認書（健康保険証）、年金手帳、介護保険証等の写し（いずれか1つ）

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳や、キャッシュカードの写し）

「3. 振込口座」の②に記入した口座への振込を希望される場合は、
記入した振込を希望する口座の確認書類を提出してください。

※①公金受取口座への振込を希望される場合は不要

公金受取口座
未登録の方

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に公金受取口座を登録いただけます。登録は給付金の支給要件ではありません。



[「公金受取口座」の概要及び登録はこちら](#)

（公金受取口座制度とは）

国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。今後の緊急時の給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写しの添付等が不要になります。